

平成 21 年 5 月 16 日

国内での新型インフルエンザの患者の発生を踏まえた対応について（要請）

5 月 16 日、新型インフルエンザの患者が国内で確認された旨公表されたところである。

政府は、これを受けて、5 月 16 日、新型インフルエンザ対策本部幹事会において、「基本的対処方針」（平成 21 年 5 月 1 日新型インフルエンザ対策本部決定。別添 1）を踏まえた当面の措置として、「確認事項」（別添 2）に定める措置を講じていくことを確認したところである。

このため、貴金融機関等におかれては、国や地方公共団体から示される患者や濃厚接触者が活動した地域等において、新型インフルエンザに関する情報等を踏まえながら、時差出勤、自転車通勤等を容認するなど従業員の感染機会を減らすための工夫や、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう、徹底方よろしく願いたい。

また、平成 21 年 4 月 28 日付「新型インフルエンザの発生に伴う体制の整備について（要請）」を踏まえた対応についても、改めて徹底されるよう、併せて願いたい。